

令和 6 年度

定期監査結果報告書

令和 7 年 3 月

荒川区監査委員

6 荒監第 2 0 6 号

令和 7 年 3 月 1 2 日

荒 川 区 長
荒 川 区 議 会 議 長 殿
荒 川 区 教 育 委 員 会
荒川区選挙管理委員会

荒川区監査委員 本 渡 章
同 望 月 壽 夫
同 菅 谷 元 昭

令和 6 年度定期監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき実施した令和 6 年度定期監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

1 監査の種類及び目的

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査であり、「荒川区監査委員監査基準に準拠し、財務に関する執行管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、その組織及び運営の合理化に努めているか」について監査を実施した。

2 監査実施期間

令和6年4月11日から令和6年12月24日まで

なお、監査委員による監査及び監査事務局による監査の個別の実施日程は、別表1及び2のとおりである。

3 監査に関与した監査委員

区分	氏名	在任期間
監査委員	本渡 章	令和5年3月15日から
	望月 壽夫	令和3年3月17日から
	菅谷 元昭	令和6年6月1日から
前監査委員	明戸 真弓美	令和5年5月30日から 令和6年5月31日まで

4 監査の対象

(1) 監査の範囲

主として、令和5年度の事務事業に係る歳入歳出全般の執行状況及び財産の管理状況を監査の範囲とした。

なお、学校徴収金は保護者が負担する私費会計であり、地方自治法の定める「公費会計」に当たらない。しかし、教育委員会は、「荒川区教育委員会学校徴収金事務取扱規程」を平成22年3月に制定し、学校長に対して教育委員会が指導助言していることから、学校徴収金を監査の範囲に含めた。

(2) 監査対象部局

総務企画部、区政広報部、管理部、区民生活部、地域文化スポーツ部、産業経済部、環境清掃部、福祉部、健康部、子ども家庭部、防災都市づくり部、会計管理部、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会事務局、小学校、中学校、幼稚園

5 監査の着眼点

荒川区監査委員監査基準、年度監査計画に基づき、予算執行の適正性、効率性を検証することを主眼とするとともに、各種事務事業が経済的かつ合理的に運営されているかどうかについて監査した。

6 監査の実施方法

監査対象課（室、館、局、学校等）から提出された監査資料による説明を聴取するとともに、収入支出、契約、補助金交付、公有財産管理、旅費及び時間外勤務手当等支給等の財務事務並びに個別の事務事業について、関係書類を調査し、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

7 監査の結果

監査を行った結果、歳入歳出全般の執行状況及び財産の管理状況はおおむね適正なものと認められた。

しかし、次に示すような事務処理に改善を要する事例が一部には見受けられたので、関係所管課に対し、口頭により、その改善を要望した。

また、本報告書に記載するに至らない軽易な事項については、その都度注意した。

（１）事務処理に改善を要する事例

① 文書事務に関して

ア 事案決定権者が適正でない

- 1件 500万円以上の歳入調定は部長決定であるが、課長決定としていた。
- 100万円以上の負担金の支出は部長決定であるが、課長決定としていた。

イ 事案決定に際し、必要な協議をしていない

- 補助金の支出決定原議で財政課協議が必要なところ、協議されていなかった。

② 契約事務に関して

ア 契約方法が適正、適切でない

- 入札により契約すべきところを見積競争で契約していた。
- 所管での入札で、入札経過調書を作成していなかった。また、辞退届の提出がされていないものがあつた。
- 複数年度にわたる契約で、翌年度以降における予算の債務負担行為の

手続が行われていなかった。

- 令和4年度実施の修繕契約を5年度分として契約、支出していた。

イ 契約書、仕様書に規定された書類を提出していない

- 業務委託契約等で、実績報告書や業務責任者届、業務再委託届等の書類が提出されていなかった。

ウ 契約に必要な手続が不十分

- 提出された業務再委託届に対し、区が承諾行為を行っていないかった。
- 契約をするに当たり、部の機種・業者選定委員会に付議をしていなかった。

エ 書類に不備がみられた

- 収入印紙の貼付が必要な契約で、貼付がなかった。また、貼付された収入印紙の金額が誤っているものがあった。

オ 履行確認が不十分

- 仕様書に定められた保守点検の実施の有無を確認していなかった。
- 契約書の履行期間が3月30日までのところ、翌年度まで履行していた。
- 特別整理備品の製作に関わる契約で物品出納員による受領印がなかった。

カ 保管状況に不備が見られた

- 令和3年度から5年間の長期継続契約で、5年度の契約金額の協議に係る書類はあるが、3年度当初に行った本契約の書類がなかった。

③ 支出事務に関して

ア 財務システム起票時添付の書類不備

- 資金前渡による支払いで作成する支払・戻入確認票の記載で、資金前渡受者の認印を省略する場合は自署が必要だが、自署していなかった。

イ 確認が不十分

- 給付券事業で対象用具の使用内容を区が確認し、業者に使用料を支払うこととしているが、年度途中から確認をしていなかった。

④ 補助金事務について

ア 補助対象でないものを補助対象としている

- 申請前に使用した経費を補助対象としていた。

イ 補助金の請求書に不備が見られた

- 請求日が該当施設すべて鉛筆書きだった。また請求書の裏面に記入の注意として「請求日、請求額欄は記入しないように」との記載があった。

ウ 実施要綱の規定どおりの手続をしていない

- 実施要綱に定められた期日を超えて支出しているもの、また請求期限日を過ぎて請求しているものがあつた。

エ 委任状の様式に不備がある

- 所管から通知した委任状の様式と異なる様式を使用していた。

⑤ 現金出納簿に関して

ア 現金出納簿を作成していない

- 現金での支出で現金出納簿等を作成していなかった。

⑥ 学校徴収金に関して

ア 学校徴収金事務取扱規程等に従っていない

- 見積書が必要な契約で見積書を徴取していないものや、10 万円以上の契約で複数業者から見積書を徴取していないものがあつた。
- 80 万円以上の契約で契約書を作成していなかった。
- 給食費の決算報告書で複数の監査員が必要なところ、2 名のうち1 名が監査員として必要な要件を満たしていなかった。
- 給食費の契約業者に関して、納入業者選定委員会を設置しておらず、議事録もなかった。
- 給食費の会計処理で収入承認書の作成がなく、収入についての確認及び承認行為がされていなかった。

イ 修学旅行に関して

- 業者選定委員会で決定した選定事業者が直接保護者から積立金の徴収等を行っているが、そのことが書類上明確になっていない。

⑦ その他

ア 人件費に関して

- 庶務事務システムのエラーが放置されたままのものがあつた。
- 会計年度任用職員（日額・時間額）の出勤状況報告書の内容が勤務施設と支出担当所管で異なっていた。また、年次有給休暇簿や出勤簿の作成がないものがあつた。

イ 使用料収入に関して

- 覚書などには使用料算定方法について記載がないため、この場合は端数処理を切捨てにより算出すべきところ、四捨五入により算出していた。
- 設備使用で使用者が2 区分使用のところ、区は1 区分しか請求してお

らず、納入金額が少なかった。

ウ 予算科目に関して

- 使用料の歳入で予算科目を使用料の目的外使用料とするところ、諸収入の雑入で行っていた。
- 施設の修繕及び工事を当該施設の予算科目があるにもかかわらず、他の予算科目で執行していた。
- 施設の修繕に関して指定管理料として修繕費を計上しているが、区が修繕を行う理由が明確ではない。

エ 承諾書について

- 事業従事の承諾書を所管の職員が代筆していた。

(2) まとめ

令和6年度定期監査の結果、財務に関する事務及び財産の管理状況並びに学校徴収金に係る出納事務は、おおむね適正に執行されていると認められる。

この年度の財務に関する事務及び財産の管理状況に学校徴収金に係る出納事務を加えた定期監査全体における事務処理に改善を要する事例は66件であった。

事務処理に改善を要する事例は、令和5年度定期監査では74件、令和4年度定期監査では37件、その前年が51件であったため、令和6年度定期監査では、事務処理に改善を要する事例が減少したことになるが、微減の範囲であり、ここ数年の実績から見ても年度間における微増、微減は繰り返されており、適切な事務執行が安定的に継続しているとは言い難い。

また、過去3年、令和3年度から令和5年度の事務処理に改善を要する事例を確認したが、「事案処理に関する誤った事務処理事例」として、「1件500万円以上の歳入調定は部長決定であるが、課長決定としていた」という事例は、繰り返し発生している。

「契約事務に関する誤った事務処理事例」として、「入札により契約すべきところを見積競争で契約していた」という事例も、前事例と同様に令和3年度から令和5年度にも発生している。

対象となる課は別としても、区という組織の中で発生している「誤った事務処理」が毎年繰り返されるということは、過去における過ちを反省材料としていないと言わざるを得ない。

さて、区は、地方公会計制度改革に取り組み、財政運営の説明責任をより一層果たし、効果的・効率的な自治体経営を目指して、企業会計に近い形で区の財務状況を把握するため、東京都方式に基づいた日々仕訳の新たな公会計制度

を平成 28 年度に導入し、財務情報を行政評価に活用することを目指してきた。

さらに、この新公会計制度における財務情報を行政評価や予算管理等に十分活用しているとは言えない現状に鑑み、令和 5 年 11 月から「部別財務諸表及び歳入歳出一覧表」、令和 6 年 11 月から課別に分かる「所属別事業別歳出一覧表（月別推移）」を各部において出力できる仕組みを会計管理部が整えた。

「対前期比較」の帳票出力が今後の課題として残されているものの、こうした改善は一定の評価ができる。

しかしながら、こうしたツールを用意しても、各所管においては、事務事業の改善や予算への反映資料として生かしているとは言えない。今後は、こうした会計指標を是非活用願いたい。

区民によりよいサービスを提供するためにも安定的な財政運営は欠くことができない。そのことを職員は、常に考え、部長を筆頭に自らの部や課が、今、こういった財政状況にあるかを管理・把握することに務められたい。

そして、経済性（E c o n o m y）、効率性（E f f i c i e n c y）、有効性（E f f e c t i v e n e s s）という 3 E の視点を忘れずに、ムダな経費をかけていないか（経済性）、より成果の上がる方法はないか（効率性）、目的にかなっているか（有効性）といった観点から職務を遂行されたい。

別表 1

所 管			監査委員監査 実施日	事務監査 実施日
1	総務企画部	総務企画課	4月11日	4月16日
		財政課	4月11日	4月12日
2	区政広報部	秘書課	4月17日	4月17日
		広報課	4月17日	4月18日
3	管理部	経理課	4月19日	4月23日
		職員課	6月14日	6月17日
		営繕課	4月25日	4月25日
		デジタル推進課	4月19日	4月19日
4	区民生活部	区民課	7月3日	7月4日
		日暮里区民事務所		7月10日
		戸籍住民課	7月3日	7月3日
		区民施設課	7月5日	7月9日
		税務課	7月5日	7月5日
		防災課	7月8日	7月10日
		生活安全課	7月8日	7月8日
5	地域文化スポーツ部	文化交流推進課	5月10日	5月15日
		生涯学習課	5月16日	5月17日
		生涯学習センター		5月17日
		スポーツ振興課	5月16日	5月20日
		ゆいの森課	5月21日	5月23日
		地域図書館課	5月21日	5月24日
		町屋図書館		5月21日
6	産業経済部	産業振興課	7月22日	7月23日
		経営支援課	7月22日	7月25日
		日暮里地域活性化施設		7月29日
		就労支援課	7月24日	7月24日
		観光振興課	7月24日	7月22日
7	環境清掃部	環境課	7月26日	7月26日
		清掃リサイクル推進課	7月26日	7月30日
8	福祉部	福祉推進課	6月3日	6月4日
		生活福祉課	6月5日	6月6日
		高齢者福祉課	6月3日	6月7日
		介護保険課	6月5日	6月3日
		障害者福祉課	6月10日	6月11日
		心身障害者福祉センター		6月10日
		国保年金課	6月10日	6月5日
9	健康部	生活衛生課	6月12日	6月12日
		健康推進課	6月12日	6月13日
		保健予防課	6月14日	6月14日

所 管			監査委員監査 実施日	事務監査 実施日
10	子ども家庭部	子育て支援課	6月21日	6月25日
		児童青少年課	6月24日	6月26日
		保育課	6月21日	6月27日
		荒川遊園課	6月24日	6月24日
		子ども家庭総合センター	6月28日	6月28日
11	防災都市づくり部	都市計画課	7月11日	7月11日
		住まい街づくり課	7月11日	7月12日
		土木管理課	7月19日	7月16日
		基盤整備課	7月19日	7月17日
		建築指導課	7月18日	7月19日
12	会計管理部	会計管理課	11月22日	11月22日
13	教育委員会事務局	教育総務課	4月25日	5月8日
		教育施設課	4月26日	5月7日
		学務課	5月8日	5月14日
		指導室	5月8日	5月9日
		教育センター	5月10日	5月10日
14	選挙管理委員会事務局		12月17日	12月24日
15	監査事務局			12月23日
16	区議会事務局		12月17日	12月17日
17	保育園	東尾久保育園		9月18日
		西日暮里保育園	9月12日	9月12日

別表 2

学 校 名 等	監査委員監査 実施日	事務監査 実施日
瑞光小学校		10月21日
汐入小学校	10月23日	10月23日
第六瑞光小学校	11月6日	11月6日
第二峡田小学校		11月18日
第四峡田小学校		11月7日
大門小学校		11月20日
第一日暮里小学校	11月12日	11月12日
第三日暮里小学校		12月5日
ひぐらし小学校		11月28日
第三中学校		11月27日
尾久八幡中学校		10月17日
原中学校	11月21日	11月21日
町屋幼稚園		12月2日
花の木幼稚園	12月9日	12月9日